

# 資 料

平成29年3月2日開催

第2回美瑛町議会定例会資料

## ○条例の一部改正

- |        |                               |       |       |
|--------|-------------------------------|-------|-------|
| 議案第 1号 | 美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について | ----- | 1～ 3  |
| 議案第 2号 | 美瑛町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について    | ----- | 4～12  |
| 議案第 3号 | 美瑛町税条例等の一部改正について              | ----- | 13～37 |
| 議案第 4号 | 美瑛町交通安全条例の一部改正について            | ----- | 38～39 |
| 議案第 5号 | 美瑛町二地域居住体験住宅条例の一部改正について       | ----- | 40～41 |

## 美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正要旨

### 1 改正の趣旨

平成28年8月の人事院勧告における育児休業法改正の意見の申出及び勤務時間法の勧告に準拠し、育児休業等に係る子の範囲の拡大及び介護休暇の分割・介護時間の新設について改正する。

### 2 改正の概要

平成28年12月提案により標記条例の一部改正を行ったが、その後国から通知された規則に基づき本条例を追加修正するもの。

- ・文言整理（第8条の3関係）
- ・要介護者を介護する職員についての読み替え規定の一部追加（第8条の4関係）

### 3 施行期日

公布の日から施行し、平成29年1月1日から適用する。

#### ※参考

【平成28年12月定例会提案時】

#### ○改正概要

第1条（第8条の3～第16条関係〈平成29年1月1日施行〉）

- （1）介護休暇の分割（3回まで可能）
- （2）介護時間の新設（最長連続3年、1日2時間まで）
- （3）育児休業等に係る子の範囲の拡大（特別養子縁組の監護期間中の子等を追加）

第2条（第8条の3関係〈平成29年4月1日施行〉）

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）による「養子縁組里親」の法定化に伴い改正

新	旧
<p>第1条～第8条の2 【略】 第8条の3 【略】 2 前項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、規則の定めるところにより、その子（民法第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。）を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者_____のある職員が、規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。 3 【略】 第8条の4 【略】 2～3 【略】 4 前3項_____の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則</p>	<p>第1条～第8条の2 【略】 第8条の3 【略】 2 前項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、規則の定めるところにより、その子（民法第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。）を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）_____のある職員が、規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。 3 【略】 第8条の4 【略】 2～3 【略】 4 第1項及び前項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則</p>

新	旧
<p>で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</p> <p>5 【略】 第9条～第18条 【略】</p>	<p>で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者(以下「要介護者」という。)のある職員が、規則で定めるところにより、要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)」が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p> <p>5 【略】 第9条～第18条 【略】</p>

## 美瑛町職員の育児休業等に関する条例の一部改正要旨

### 1 改正の趣旨

平成28年8月の人事院勧告における育児休業法改正の意見の申出及び勤務時間法の勧告に準拠し、育児休業等に係る子の範囲の拡大及び介護休暇の分割・介護時間の新設について改正する。

### 2 改正の概要

育児休業の対象となる子の範囲の拡大（特別養子縁組の監護期間中の子等を追加）（第2条の2、第3条、第10条関係）

介護時間の新設（最長連続3年、1日2時間まで）に伴う部分休業の改正（第20条関係）

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の一部改正（平成22年法律第61号。平成23年4月1日施行）により、一定の非常勤職員について育児休業をすることができるよう措置されたことに伴う改正（第2条～第3条、第10条、第19条～第20条）

### 3 施工期日

公布の日から施行し、平成29年1月1日から適用する。

新	旧
<p>第1条 【略】 (育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(2) 美瑛町職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第1号)第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</p> <p>(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6箇月に達する日(第2条の3第3号において「1歳6箇月到達日」という。)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員</p> <p>イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下、「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児</p>	<p>第1条 【略】 (育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(2) 美瑛町職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第1号)第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</p>

新	旧
<p>休業をしている非常勤職員に限る。)</p> <p>ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)</p> <p>第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第2項に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日</p> <p>(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条において「地方等育児休業」という。)</p>	

新	旧
<p> <u>をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）</u> 当該子が1歳2箇月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）         </p> <p> <u>(3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにおいて、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日と</u> </p>	



新	旧
<p>する育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき <u>当該子の1歳6箇月到達日</u></p> <p>ア <u>当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合</u></p> <p>イ <u>当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合</u></p> <p>（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間）</p> <p>第2条の4 <u>育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、57日間とする。</u></p> <p>（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）</p> <p>第3条 <u>育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</u></p> <p>（1） <u>育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。</u></p>	<p>（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間）</p> <p>第2条の2 <u>育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、57日間とする。</u></p> <p>（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）</p> <p>第3条 <u>育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</u></p> <p>（1） <u>育児休業をしている職員が産前の休業を始め若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。</u></p>

新	旧
<p>ア 死亡した場合</p> <p>イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合</p> <p>(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。</p> <p>ア 前号ア又はイに掲げる場合</p> <p>イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合</p> <p>(3) 【略】</p> <p>(4) 【略】</p> <p>(5) 【略】</p> <p>(6) 【略】</p> <p>(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること。</p> <p>(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。</p> <p>第4条～第9条 【略】</p> <p>（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）</p>	<p>【略】</p> <p>(2) 【略】</p> <p>(3) 【略】</p> <p>(4) 【略】</p> <p>(5) 【略】</p> <p>第4条～第9条 【略】</p> <p>（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）</p>

新	旧
<p>第 1 0 条 育児休業法第 1 0 条第 1 項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) <u>育児短時間勤務（育児休業法第 1 0 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第 3 条第 1 号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。</u></p> <p>(2) <u>育児短時間勤務をしている職員が、第 1 4 条第 1 号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第 3 条第 2 号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。</u></p> <p>(3) 【略】</p> <p>(4) 【略】</p> <p>(5) 【略】</p> <p>(6) 【略】</p> <p>(7) 【略】</p>	<p>第 1 0 条 育児休業法第 1 0 条第 1 項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) <u>育児短時間勤務をしている職員が産前の休業を始め若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第 1 3 条第 1 号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。</u></p> <p>(2) 【略】</p> <p>(3) 【略】</p> <p>(4) 【略】</p> <p>(5) 【略】</p> <p>(6) 【略】</p>
<p>第 1 1 条～第 1 8 条 【略】 (部分休業をすることができない職員)</p> <p>第 1 9 条 育児休業法第 1 9 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>育児休業法第 1 7 条の規定による短時間勤務をしている職員</u></p> <p>(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p>	<p>第 1 1 条～第 1 8 条 【略】 (部分休業をすることができない職員)</p> <p>第 1 9 条 育児休業法第 1 9 条第 1 項の条例で定める職員は、<u>育児短時間勤務又は育児休業法第 1 7 条の規定による短時間勤務をしている職員</u>とする。</p>

新	旧
<p>(<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)</u>)</p> <p><u>ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員</u></p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第20条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、<u>勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間</u>の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。)又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 <u>非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第</u></p>	<p>(部分休業の承認)</p> <p>第20条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、<u>正規の勤務時間</u></p> <p>_____の始め又は終わりに</p> <p>_____において、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定による育児時間を承認されている職員</p> <p>_____に対する部分休業の承認につ</p> <p>_____いては、1日につき2時間から当該育児時間</p> <p>_____を減じた時間を超えない範囲内</p> <p>_____で行うものとする。</p>

新	旧
<p><u>61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。</u></p>	

## 美瑛町税条例等の一部改正要旨

### 1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第13号）が平成28年3月31日に公布されたこと、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第86号。以下「地方税に係る税制抜本改革法の一部を改正する法律」という。）並びに地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令（平成28年政令第360号）が平成28年11月28日にそれぞれ公布されたこと、また、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成28年法律第70号）が平成28年6月7日に公布され、原則として公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることに伴い、本条例を一部改正する。

### 2 改正の概要

#### 第1条

##### (1) 通則

###### ① 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の公布に伴う改正

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律が平成28年6月7日に公布され、「仮認定特定非営利活動法人」の名称が、「特例認定特定非営利活動法人」に変更になったことに伴う条文の改正。

(第36条の2)

平成29年4月1日から施行

##### (2) 個人町民税

###### ① 住宅ローン控除制度の適用期限の延長に伴う改正

地方税に係る税制抜本改革法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令が平成28年11月28日にそれぞれ公布され、住宅ローン減税措置について、適用期限を平成33年12月31日まで2年半延長されたこと伴う条文の改正。

(附則第7条の3の2)

平成29年4月1日から施行

##### (3) 軽自動車税

###### ① 軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の1年延長に伴う改正

地方税に係る税制抜本改革法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令が平成28年11月28日

にそれぞれ公布され、軽自動車税のグリーン化特例（軽課）が1年延長されることに伴う条文の改正。

（附則第16条）

平成29年4月1日から施行

## 第2条

### （1）通則

- ① 軽自動車税の課税区分が環境性能割の創設及び種別割へと変更となったことに伴う改正

軽自動車税の課税区分が環境性能割の創設及び種別割へと変更されることに伴う規定の整備を行うもの。

（第18条の3及び第19条）

平成31年10月1日から施行

### （2）法人町民税

- ① 法人税割の税率の改正

消費税率（国・地方）の引上げ及び地方法人特別税・譲与税制度の廃止に伴い、地域間の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を交付税原資化することに伴い、法人税割の標準税率及び制限税率が引き下げられることとなったことによる改正。

（第34条の4）

平成31年10月1日から施行

### （3）軽自動車税

- ① 軽自動車税の課税区分が環境性能割の創設及び種別割へと変更となったことに伴う改正

国において、この間、自動車関連税制のあり方が検討され、消費税10%への引上げ時に、自動車取得税の廃止と環境負荷の低減を図り、環境性能に優れた自動車の普及を促進するため、環境性能割が創設されることになり、軽自動車税についても課税区分が環境性能割の創設及び種別割へと変更されることに伴う条文の改正。

なお、環境性能割については、当分の間、都道府県が賦課徴収することとなる。

- （ア） 環境性能割の創設に伴う改正

（第80条、第81条、第81条の3～第81条の7、附則第15条の2～附則第15条の5）

平成31年10月1日から施行

(イ) 種別割への変更に伴う改正

(第80条、第82条、第83条、第85条、第87条及び第88条、第91条、附則第16条)

平成31年10月1日から施行

(ウ) その他関連する改正

(第80条の2、第81条の2)

平成31年10月1日から施行

### 第3条

(1) 軽自動車税

① 軽自動車税の課税区分が種別割へと変更となったことに伴う改正

第2条の改正と同様に、軽自動車税の課税区分が種別割へと変更されることに伴う条文の改正。

(附則第6条)

平成31年10月1日から施行

### 第4条

(1) 軽自動車税

① 軽自動車税の課税区分における環境性能割の創設に伴う改正

第2条の改正と同様に、消費税10%への引上げ時に、軽自動車税の課税区分において環境性能割が創設されたことに伴う条文の改正。

(附則第5条)

平成31年10月1日から施行

### 第5条

(1) 法人町民税

① 消費税10%への引上げ時期の延長に伴う改正

地方税に係る税制抜本改革法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令が平成28年11月28日にそれぞれ公布され、地方法人課税の偏在是正措置についても、実施時期を平成31年10月1日以後に開始する事業年度から適用することに変更されることに伴う条文の改正。

(第34条の4、附則第1条及び第2条)

平成29年4月1日から施行



第1条による改正 美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）

新	旧
<p>(美瑛町税条例) 第1条～第36条 【略】 (町民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号の者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人）に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定によって控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第</p>	<p>(美瑛町税条例) 第1条～第36条 【略】 (町民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号の者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する仮認定特定非営利活動法人）に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定によって控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第</p>

第 1 条による改正 美瑛町税条例（昭和 47 年美瑛町条例第 12 号）

新	旧
<p>2 条の 2 第 1 項の表の上欄の（2）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>2～9 【略】</p> <p>第 36 条の 3～第 151 条 【略】</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条～第 7 条の 3 【略】</p> <p>第 7 条の 3 の 2 平成 22 年度から平成 43 年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2 の規定の適用を受けた場合（居住年が平成 11 年から平成 18 年まで又は平成 21 年から平成 33 年までの各年である場合に限る。）において、前条第 1 項の規定の適用を受けないときは、法附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項（同条第 9 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第 34 条の 3 及び第 34 条の 6 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 及び 3 【略】</p> <p>第 7 条の 4～第 15 条 【略】</p> <p>（軽自動車税の税率の特例）</p> <p>第 16 条 法附則第 30 条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車は初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第 82 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右</p>	<p>2 条の 2 第 1 項の表の上欄の（2）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>2～9 【略】</p> <p>第 36 条の 3～第 151 条 【略】</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条～第 7 条の 3 【略】</p> <p>第 7 条の 3 の 2 平成 22 年度から平成 41 年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2 の規定の適用を受けた場合（居住年が平成 11 年から平成 18 年まで又は平成 21 年から平成 31 年までの各年である場合に限る。）において、前条第 1 項の規定の適用を受けないときは、法附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項（同条第 9 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第 34 条の 3 及び第 34 条の 6 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 及び 3 【略】</p> <p>第 7 条の 4～第 15 条 【略】</p> <p>（軽自動車税の税率の特例）</p> <p>第 16 条 法附則第 30 条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車は初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第 82 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる____規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右</p>

第1条による改正 美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）

新			旧		
欄に掲げる字句とする。			欄に掲げる字句とする。		
第2号イ	3,900円	4,600円	第82条第2号イ	3,900円	4,600円
	4,600円	8,200円		4,600円	8,200円
	10,800円	12,900円		10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円		3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円		5,000円	6,000円
<p>2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる 3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
第2号イ	3,900円	1,000円	第82条第2号イ	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円		6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円		10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円		3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円		5,000円	1,300円
<p>3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる 3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分 の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		

第1条による改正 美瑛町税条例(昭和47年美瑛町条例第12号)

新			旧		
第2号イ	3,900円	2,000円	第82条第2号イ	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円		6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円		10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円		3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円		5,000円	2,500円
<p>4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる 3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車は平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車は平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
第2号イ	3,900円	3,000円	第82条第2号イ	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円		6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円		10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円		3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円		5,000円	3,800円
第16条の2～第23条 【略】			第16条の2～第23条 【略】		

第2条による改正 美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）

新	旧
<p>第1条～第18条の2 【略】 (納税証明事項)</p> <p>第18条の3 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>第18条の4 【略】 (納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第47条の4第1項（第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条第1項（法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。）、第53条の7、第67条、第81条の6第1項、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲</p>	<p>第1条～第18条の2 【略】 (納税証明事項)</p> <p>第18条の3 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により軽自動車税を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>第18条の4 【略】 (納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第47条の4第1項（第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条第1項（法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。）、第53条の7、第67条、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲</p>

第2条による改正 美瑛町税条例(昭和47年美瑛町条例第12号)

新	旧
<p>げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) <u>第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。)</u> 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) <u>第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額</u> 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4)～(6) 【略】</p> <p>第20条～第34条の3 【略】 (法人税割の税率)</p> <p>第34条の4 法人税割の税率は、<u>100分の8.4</u>とする。</p> <p>第34条の5～第79条 【略】</p> <p>第3節 軽自動車税 (軽自動車税の納税義務者等)</p> <p>第80条 <u>軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。</u></p>	<p>げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) <u>第98条第1項</u> 若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) <u>第98条第1項</u> 若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4)～(6) 【略】</p> <p>第20条～第34条の3 【略】 (法人税割の税率)</p> <p>第34条の4 法人税割の税率は、<u>100分の12.1</u>とする。</p> <p>第34条の5～第79条 【略】</p> <p>第3節 軽自動車税 (軽自動車税の納税義務者等)</p> <p>第80条 <u>軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車(以下軽自動車税について「軽自動車等」という。)に対し、その所有者に課する。</u></p> <p>2 <u>軽自動車等の売買があつた場合において、売主が当該軽自動車等の所有権を留保しているときは、軽自動車税の賦課徴収については、買主を当該軽自動車等の所有者とみなす。</u></p>

第 2 条による改正 美瑛町税条例（昭和 47 年美瑛町条例第 12 号）

新	旧
<p>3 軽自動車等の所有者が法第 445 条第 1 項の規定により種別割 _____ を課することができない者である場合には、第 1 項の規定にかかわらずその使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。</p>	<p>3 軽自動車等の所有者が法第 443 条第 1 項の規定によって軽自動車税を課することができない者である場合においては、_____ その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供するもの _____ については、これを課さない。 （日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）</p> <p>第 80 条の 2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号に該当するものに対しては、軽自動車税を課さない。</p> <p>(1) 救急用のもの</p>
<p>（軽自動車税のみならず課税）</p>	<p>第 81 条 削除</p>
<p>第 81 条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3 輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
<p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を 3 輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
<p>3 法第 444 条第 3 項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した 3 輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第 2 条第 5 項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した 3 輪以上の軽自動車に</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

第 2 条による改正 美瑛町税条例 (昭和 4 7 年美瑛町条例第 1 2 号)

新	旧
<p>ついて、当該販売業者等が、法第 4 4 4 条第 3 項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第 1 項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を 3 輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</p> <p>4 法の施行地外で 3 輪以上の軽自動車を取得した者が、当該 3 輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該 3 輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を 3 輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</p> <p>（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）</p> <p>第 8 1 条の 2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号に該当するものに対しては、軽自動車税を課さない。</p> <p>(1) 救急用のもの</p> <p>(2) 前号に掲げる軽自動車のほか、町長が特に必要と認めるもの</p> <p>（環境性能割の課税標準）</p> <p>第 8 1 条の 3 環境性能割の課税標準は、3 輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第 1 5 条の 1 0 に定めるところにより算定した金額とする。</p> <p>（環境性能割の税率）</p> <p>第 8 1 条の 4 次の各号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</p> <p>(1) 法第 4 5 1 条第 1 項（同条第 4 項において準用する場合</p>	<p>）</p>



第 2 条による改正 美瑛町税条例（昭和 47 年美瑛町条例第 12 号）

新	旧
<p>を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1</p> <p>(2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2</p> <p>(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3</p> <p><u>(環境性能割の徴収の方法)</u></p> <p>第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。</p> <p><u>(環境性能割の申告納付)</u></p> <p>第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を町長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。</p> <p>2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を町長に提出しなければならない。</p> <p><u>(環境性能割に係る不申告等に関する過料)</u></p> <p>第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>2 前項の過料の額は、情状により、町長が定める。</p> <p>3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。</p>	

第 2 条による改正 美瑛町税条例（昭和 47 年美瑛町条例第 12 号）

新	旧
<p>(種別割)の税率)</p> <p>第 8 2 条 次各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1 台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>イ 軽自動車</p> <p>    a 2 輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600 円</p> <p>    b 3 輪のもの 年額 3,900 円</p> <p>    c 4 輪以上のもの</p> <p>        (a) 乗用のもの</p> <p>            営業用 年額 6,900 円</p> <p>            自家用 年額 10,800 円</p> <p>        (b) 貨物用のもの</p> <p>            営業用 年額 3,800 円</p> <p>            自家用 年額 5,000 円</p> <p>    d 専ら雪上を走行するもの 年額 3,000 円</p> <p>ロ 小型特殊自動車</p> <p>    a 農耕作業用のもの 年額 2,000 円</p> <p>    b その他のもの 年額 5,900 円</p> <p>(3) 2 輪の小型自動車 年額 6,000 円</p> <p>(種別割)の賦課期日及び納期)</p> <p>第 8 3 条 種別割)の賦課期日は 4 月 1 日とする。</p> <p>2 種別割)の納期は、7 月 1 日から同月 31 日までとする。</p> <p>第 8 4 条 【略】</p> <p>(種別割)の徴収の方法)</p>	<p>(軽自動車税)の税率)</p> <p>第 8 2 条 軽自動車税の税率は、次各号に掲げる軽自動車等に対し、1 台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>イ 軽自動車</p> <p>    — 2 輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600 円</p> <p>    — 3 輪のもの 年額 3,900 円</p> <p>    — 4 輪以上のもの</p> <p>        — 乗用のもの</p> <p>            営業用 年額 6,900 円</p> <p>            自家用 年額 10,800 円</p> <p>        — 貨物用のもの</p> <p>            営業用 年額 3,800 円</p> <p>            自家用 年額 5,000 円</p> <p>    — 専ら雪上を走行するもの 年額 3,000 円</p> <p>ロ 小型特殊自動車</p> <p>    — 農耕作業用のもの 年額 2,000 円</p> <p>    — その他のもの 年額 5,900 円</p> <p>(3) 2 輪の小型自動車 年額 6,000 円</p> <p>(軽自動車税)の賦課期日及び納期)</p> <p>第 8 3 条 軽自動車税の賦課期日は 4 月 1 日とする。</p> <p>2 軽自動車税の納期は、7 月 1 日から同月 31 日までとする。</p> <p>第 8 4 条 【略】</p> <p>(軽自動車税)の徴収の方法)</p>

第2条による改正 美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）

新	旧
<p>第85条 <u>種別割</u> は、普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>第86条 【略】 (種別割に関する申告又は報告)</p> <p>第87条 <u>種別割</u> の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「<u>軽自動車等の所有者等</u>」という。）は、<u>軽自動車等の所有者等</u>となった日から15日以内に、<u>軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者</u>にあっては<u>施行規則第33号の4の2様式</u>による申告書、<u>原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者</u>にあっては<u>施行規則第33号の5様式</u>による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を町長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について<u>軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者</u>にあっては<u>施行規則第33号の4の2様式</u>による申告書並びに<u>原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者</u>にあっては<u>施行規則第33号の5様式</u>による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、<u>軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者</u>にあっては<u>施行規則第33号の4の2様式</u>による申告書、<u>原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者</u>にあっては<u>施行規則第34号様式</u>による申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>4 <u>第81条第1項</u>に規定する軽自動車等の売主は、町長から当</p>	<p>第85条 <u>軽自動車税</u>は、普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>第86条 【略】 (軽自動車税に関する申告又は報告)</p> <p>第87条 <u>軽自動車税</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下本節において「<u>軽自動車等の所有者等</u>」という。）は、<u>軽自動車等の所有者等</u>となった日から15日以内に、<u>軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者</u>にあっては<u>施行規則第33号の4様式</u>による申告書、<u>原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者</u>にあっては<u>施行規則第33号の5様式</u>による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を町長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について<u>軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者</u>にあっては<u>施行規則第33号の4様式</u>による申告書並びに<u>原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者</u>にあっては<u>施行規則第33号の5様式</u>による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、<u>軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者</u>にあっては<u>施行規則第33号の4様式</u>による申告書、<u>原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者</u>にあっては<u>施行規則第34号様式</u>による申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>4 <u>第80条第2項</u>に規定する軽自動車等の売主は、町長から当</p>

第 2 条による改正 美瑛町税条例 (昭和 47 年美瑛町条例第 12 号)

新	旧
<p>該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、規則の定めるところにより、当該請求があった日から 15 日以内に、町長に対し、次の各号に掲げる事項を報告しなければならない。</p> <p>(1) ~ (5) 【略】</p> <p>(種別割)に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第 88 条 軽自動車等の所有者等又は第 81 条第 1 項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、10 万円以下の過料を科する。</p> <p>2 及び 3. 【略】</p> <p>第 89 条及び第 90 条 削除</p> <p>(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)</p> <p>第 91 条 【略】</p> <p>2 法第 445 条若しくは第 81 条の 2 又は第 80 条第 3 項ただし書の規定によって種別割を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、町内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から 15 日以内に、町長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第 443 条若しくは第 80 条の 2 又は第 80 条第 3 項ただし書の規定によって種別割を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の</p>	<p>該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、規則の定めるところにより、当該請求があった日から 15 日以内に、町長に対し、次の各号に掲げる事項を報告しなければならない。</p> <p>(1) ~ (5) 【略】</p> <p>(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第 88 条 軽自動車等の所有者等又は第 80 条第 2 項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、10 万円以下の過料を科する。</p> <p>2 及び 3. 【略】</p> <p>第 89 条及び第 90 条 削除</p> <p>(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)</p> <p>第 91 条 【略】</p> <p>2 法第 443 条若しくは第 80 条の 2 又は第 80 条第 3 項ただし書の規定によって軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、町内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から 15 日以内に、町長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第 443 条若しくは第 80 条の 2 又は第 80 条第 3 項ただし書の規定によって軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の</p>

第 2 条による改正 美瑛町税条例（昭和 47 年美瑛町条例第 12 号）

新	旧
<p>所有者又は使用者についても、また、同様とする。</p> <p>3～6 【略】</p> <p>7 第 2 項の標識及び第 3 項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が町内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなったときは、その事由が発生した日から 15 日以内に、町長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p> <p>8 及び 9 【略】</p> <p>第 9 2 条～第 1 5 1 条 【略】</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条～第 1 5 条 【略】</p> <p><u>（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）</u></p> <p>第 1 5 条の 2 <u>軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第 1 章第 2 節の規定にかかわらず、道が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</u></p> <p><u>（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）</u></p> <p>第 1 5 条の 3 <u>第 8 1 条の 6 の規定による申告納付については、当分の間、同条中「町長」とあるのは、「知事」とする。</u></p> <p><u>（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）</u></p> <p>第 1 5 条の 4 <u>町は、道が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第 2 9 条の 1 6 第 1 項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として道に交付する。</u></p>	<p>所有者又は使用者についても、また、同様とする。</p> <p>3～6 【略】</p> <p>7 第 2 項の標識及び第 3 項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が町内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなったときは、その事由が発生した日から 15 日以内に、町長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p> <p>8 及び 9 【略】</p> <p>第 9 2 条～第 1 5 1 条 【略】</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条～第 1 5 条 【略】</p>

第 2 条による改正 美瑛町税条例 (昭和 47 年美瑛町条例第 12 号)

新			旧
(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)			
第 15 条の 5 営業用の 3 輪以上の軽自動車に対する第 81 条の 4 の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			
第 1 号	100 分の 1	100 分の 0.5	
第 2 号	100 分の 2	100 分の 1	
第 3 号	100 分の 3	100 分の 2	
2 自家用の 3 輪以上の軽自動車に対する第 81 条の 4 (第 3 号に係る部分に限る。) の規定の適用については、同号中「100 分の 3」とあるのは、「100 分の 2」とする。			
(軽自動車税の種別割の税率の特例)			(軽自動車税_____の税率の特例)
第 16 条 法附則第 30 条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第 44 条第 3 項に規定する_____車両番号の指定 (以下この条において「初回車両番号指定」という。) を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第 82 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			第 16 条 法附則第 30 条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定 (以下この条において「初回車両番号指定」という。) を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税_____に係る第 82 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
第 2 号イ b	3,900 円	4,600 円	第 82 条第 2 号イ
第 2 号イ c (a)	6,900 円	8,200 円	3,900 円
	10,800 円	12,900 円	6,900 円
第 2 号イ c (b)	3,800 円	4,500 円	10,800 円
	5,000 円	6,000 円	3,800 円
			5,000 円
			6,000 円
			2 法附則第 30 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の

第 2 条による改正 美瑛町税条例（昭和 47 年美瑛町条例第 12 号）

新	旧											
	<p>軽自動車に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成 29 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="5">第 82 条第 2 号イ</td> <td>3,900 円</td> <td>1,000 円</td> </tr> <tr> <td>6,900 円</td> <td>1,800 円</td> </tr> <tr> <td>10,800 円</td> <td>2,700 円</td> </tr> <tr> <td>3,800 円</td> <td>1,000 円</td> </tr> <tr> <td>5,000 円</td> <td>1,300 円</td> </tr> </table>	第 82 条第 2 号イ	3,900 円	1,000 円	6,900 円	1,800 円	10,800 円	2,700 円	3,800 円	1,000 円	5,000 円	1,300 円
第 82 条第 2 号イ	3,900 円		1,000 円									
	6,900 円		1,800 円									
	10,800 円		2,700 円									
	3,800 円		1,000 円									
	5,000 円	1,300 円										
	<p>3 法附則第 30 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成 29 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="5">第 82 条第 2 号イ</td> <td>3,900 円</td> <td>2,000 円</td> </tr> <tr> <td>6,900 円</td> <td>3,500 円</td> </tr> <tr> <td>10,800 円</td> <td>5,400 円</td> </tr> <tr> <td>3,800 円</td> <td>1,900 円</td> </tr> <tr> <td>5,000 円</td> <td>2,500 円</td> </tr> </table>	第 82 条第 2 号イ	3,900 円	2,000 円	6,900 円	3,500 円	10,800 円	5,400 円	3,800 円	1,900 円	5,000 円	2,500 円
第 82 条第 2 号イ	3,900 円		2,000 円									
	6,900 円		3,500 円									
	10,800 円		5,400 円									
	3,800 円		1,900 円									
	5,000 円	2,500 円										
	<p>4 法附則第 30 条第 5 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 28 年</p>											

第2条による改正 美瑛町税条例(昭和47年美瑛町条例第12号)

新	旧															
<p>第16条の2～第23条 【略】</p>	<p>4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 2px;">第82条第2号イ</td> <td style="padding: 2px; text-align: center;">3,900円</td> <td style="padding: 2px; text-align: center;">3,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 2px; text-align: center;">6,900円</td> <td style="padding: 2px; text-align: center;">5,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 2px; text-align: center;">10,800円</td> <td style="padding: 2px; text-align: center;">8,100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 2px; text-align: center;">3,800円</td> <td style="padding: 2px; text-align: center;">2,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 2px; text-align: center;">5,000円</td> <td style="padding: 2px; text-align: center;">3,800円</td> </tr> </table> <p>第16条の2～第23条 【略】</p>	第82条第2号イ	3,900円	3,000円		6,900円	5,200円		10,800円	8,100円		3,800円	2,900円		5,000円	3,800円
第82条第2号イ	3,900円	3,000円														
	6,900円	5,200円														
	10,800円	8,100円														
	3,800円	2,900円														
	5,000円	3,800円														



第 3 条による改正 美瑛町税条例等の一部を改正する条例（平成 26 年美瑛町条例第 15 号）の一部改正

新			旧		
第 1 条～第 2 条 【略】 附 則 第 1 条～第 5 条 【略】 第 6 条 平成 27 年 3 月 31 日以前に初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る美瑛町税条例第 8 2 条及び附則第 16 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			第 1 条～第 2 条 【略】 附 則 第 1 条～第 5 条 【略】 第 6 条 平成 27 年 3 月 31 日以前に初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税 _____ に係る新条例第 8 2 条及び新条例附則第 16 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる _____ 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
第 8 2 条第 2 号イ b	3, 900 円	3, 100 円	新条例第 8 2 条第 2 号イ	3, 900 円	3, 100 円
第 8 2 条第 2 号イ c	6, 900 円	5, 500 円		6, 900 円	5, 500 円
(a)	10, 800 円	7, 200 円		10, 800 円	7, 200 円
第 8 2 条第 2 号イ c	3, 800 円	3, 000 円		3, 800 円	3, 000 円
(b)	5, 000 円	4, 000 円		5, 000 円	4, 000 円
附則第 16 条第 1 項	第 8 2 条	美瑛町税条例等の一部を改正する条例（平成 26 年条例第 15 号。以下この条において「平成 26 年改正条例」という。）附則第 6 条の規定により読み替えて適用される第 8 2	新条例附則第 16 条第 1 項の表以外の部分	第 8 2 条	美瑛町税条例等の一部を改正する条例（平成 26 年条例第 15 号。以下この条において「平成 26 年改正条例」という。）附則第 6 条の規定により読み替えて適用される第 8 2

第3条による改正 美瑛町税条例等の一部を改正する条例（平成26年美瑛町条例第15号）の一部改正

新			旧		
		条			条
附則第16条第1項の表第2号イbの項	第2号イb	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号イb	新条例附則第16条第1項の表第82条第2号イの項	第82条第2号イ	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号イ
	3,900円	3,100円		3,900円	3,100円
附則第16条第1項の表第2号イc(a)の項	第2号イc(a)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号イc(a)		6,900円	5,500円
				10,800円	7,200円
附則第16条第1項の表第2号イc(b)の項	第2号イc(b)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号イc(b)		3,800円	3,000円
				5,000円	4,000円

第 4 条による改正 美瑛町税条例等の一部を改正する条例（平成 27 年美瑛町条例第 11 号）の一部改正

新			旧		
第 1 条～第 2 条 【略】 附 則 第 1 条～第 4 条 【略】 （町たばこ税に関する経過措置） 第 5 条 【略】 2～6 【略】 7 第 4 項の規定により町たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、美瑛町税条例第 19 条、第 98 条第 4 項及び第 5 項、第 100 条の 2 並びに第 101 条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			第 1 条～第 2 条 【略】 附 則 第 1 条～第 4 条 【略】 （町たばこ税に関する経過措置） 第 5 条 【略】 2～6 【略】 7 第 4 項の規定により町たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、美瑛町税条例第 19 条、第 98 条第 4 項及び第 5 項、第 100 条の 2 並びに第 101 条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
第 19 条	【略】	【略】	第 19 条	【略】	【略】
第 19 条第 2 号	【略】	【略】	第 19 条第 2 号	【略】	【略】
第 19 条第 3 号	第 81 条の 6 第 1 項の申告書、第 98 条第 1 項若しくは第 2 項の申告書又は第 139 条第 1 項の申告書でその提出期限	平成 27 年改正条例附則第 5 条第 6 項の納期限	第 19 条第 3 号	第 98 条第 1 項  若しくは第 2 項の申告書又は第 139 条第 1 項の申告書でその提出期限	平成 27 年改正条例附則第 5 条第 6 項の納期限
第 98 条第 4 項	【略】	【略】	第 98 条第 4 項	【略】	【略】
第 98 条第 5 項	【略】	【略】	第 98 条第 5 項	【略】	【略】
第 100 条の 2 第 1 項	【略】	【略】	第 100 条の 2 第 1 項	【略】	【略】

第 4 条による改正 美瑛町税条例等の一部を改正する条例（平成 2 7 年美瑛町条例第 1 1 号）の一部改正

新			旧		
	【略】	【略】		【略】	【略】
第 1 0 1 条第 2 項	【略】	【略】	第 1 0 1 条第 2 項	【略】	【略】
8～14	【略】		8～14	【略】	
第 6 条及び第 7 条	【略】		第 6 条及び第 7 条	【略】	

第5条による改正 美瑛町税条例等の一部を改正する条例（平成28年美瑛町条例第18号）の一部改正

新	旧
<p>(美瑛町税条例の一部改正)</p> <p>第1条 美瑛町税条例（昭和47年条例第12号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第19条中「及び第2号」を「、第2号及び第5号」に、「当該各号」を「第1号から第4号まで」に改め、「掲げる期間」の次に「並びに第5号及び第6号に定める日までの期間」を加え、同条第2号中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）」を削り、同条第3号中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）」を削り、同条に次の2号を加える。</p> <p>(5) 【略】</p> <p>(6) 【略】</p> <hr/> <p>第1条以下 【略】</p> <p>第2条 【略】</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第1条中美瑛町税条例第19条、第43条 _____、第48条及び第50条の改正規定並びに第2条中美瑛町税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第11号）附則第5条第7項の改正規定（「、新条例」を</p>	<p>(美瑛町税条例の一部改正)</p> <p>第1条 美瑛町税条例（昭和47年条例第12号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第19条中「及び第2号」を「、第2号及び第5号」に、「当該各号」を「第1号から第4号まで」に改め、「掲げる期間」の次に「並びに第5号及び第6号に定める日までの期間」を加え、同条第2号中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）」を削り、同条第3号中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）」を削り、同条に次の2号を加える。</p> <p>(5) 【略】</p> <p>(6) 【略】</p> <p>第34条の4中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。</p> <p>第1条以下 【略】</p> <p>第2条 【略】</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第1条中美瑛町税条例第19条の改正規定並びに同条例第43条、第48条及び第50条の改正規定並びに第2条中美瑛町税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第11号）附則第5条第7項の改正規定（「、新条例」を</p>

第5条による改正 美瑛町税条例等の一部を改正する条例（平成28年美瑛町条例第18号）の一部改正

新	旧
<p>「、美瑛町税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改める部分及び同項の表第19条第3号の項中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）」を削る部分に限る。）並びに次条第1項及び第4項の規定 平成29年1月1日</p>	<p>「、美瑛町税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改める部分及び同項の表第19条第3号の項中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）」を削る部分に限る。）並びに次条第1項及び第4項の規定 平成29年1月1日</p>
<p>(2) 第1条中美瑛町税条例附則第6条の改正規定及び次条第2項の規定 平成30年1月1日 (町民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 第1条の規定による改正後の美瑛町税条例（以下「新条例」という。）第43条第4項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第43条第2項に規定する納期限が到来する個人の町民税に係る延滞金について適用する。</p> <p>2 【略】</p>	<p>(2) 第1条中美瑛町税条例第34条の4の改正規定及び次条第3項の規定 平成29年4月1日</p> <p>(3) 第1条中美瑛町税条例附則第6条の改正規定及び次条第2項の規定 平成30年1月1日 (町民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 第1条の規定による改正後の美瑛町税条例（以下「新条例」という。）第43条第4項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第43条第2項に規定する納期限が到来する個人の町民税に係る延滞金について適用する。</p> <p>2 【略】</p>
<p>3 新条例第48条第5項及び第50条第4項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第48条第3項又は第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の町民税に係る延滞金について適用する。</p> <p>第3条 【略】</p>	<p>3 新条例第34条の4の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。</p> <p>4 新条例第48条第5項及び第50条第4項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第48条第3項又は第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の町民税に係る延滞金について適用する。</p> <p>第3条 【略】</p>

## 美瑛町交通安全条例の一部改正要旨

### 1 改正の趣旨

飲酒運転は重大事故を誘発する悪質な行為であり、道路交通法改正による厳罰化も進む中、北海道では平成27年11月に「北海道飲酒運転根絶条例」が施行されたが、道内の飲酒運転根絶の機運が高まる中でも、飲酒運転による死亡事故が後を絶たない状況である。

このような状況における交通安全の観点から、飲酒運転のない安全な地域づくりの実現に向け、飲酒運転の根絶に関し美瑛町交通安全条例の一部を改正するもの。

### 2 改正の概要

第4条に飲酒運転の根絶に係る条文を追加するもの。

### 3 施行期日

平成29年4月1日

新	旧
<p>第1条～第3条 【略】 (飲酒運転の根絶)</p> <p>第4条 町民は、飲酒運転が重大な交通事故を引き起こす原因となることを認識するとともに、家庭、職場等において飲酒運転根絶のための活動を自ら実践するものとする。</p> <p>2 酒類を提供する飲食店等を営む者は、飲酒をした者が車両を運転することのないよう確認する等、飲酒運転の防止に努めなければならない。</p> <p>(交通安全教育の推進)</p> <p>第5条 【略】 (広報啓発活動等の実施)</p> <p>第6条 【略】 (交通安全運動の実施計画)</p> <p>第7条 【略】 (交通環境の整備等)</p> <p>第8条 【略】 (交通安全指導員の委嘱)</p> <p>第9条 【略】 (団体への助成等)</p> <p>第10条 【略】 (委任)</p> <p>第11条 【略】</p>	<p>第1条～第3条 【略】</p> <p>(交通安全教育の推進)</p> <p>第4条 【略】 (広報啓発活動等の実施)</p> <p>第5条 【略】 (交通安全運動の実施計画)</p> <p>第6条 【略】 (交通環境の整備等)</p> <p>第7条 【略】 (交通安全指導員の委嘱)</p> <p>第8条 【略】 (団体への助成等)</p> <p>第9条 【略】 (委任)</p> <p>第10条 【略】</p>



## 美瑛町二地域居住体験住宅条例の一部改正要旨

### 1 改正の趣旨

美瑛町二地域居住体験住宅は、平成22年度より3棟で運用を開始し、平成23年度には4棟、平成24年度からは現行の6棟で運用している。

体験住宅の利用を機に、美瑛町への二地域居住や移住・定住に結び付いた実績もあり、美瑛町字白金の美瑛町ビルケの森研修施設についても体験住宅として有効活用することにより、更なる対策の強化を図るため、本条例の一部を改正するもの。

### 2 改正の概要

体験住宅棟数の増加により、第1条で二地域居住を推進する施設の総体的な名称を「美瑛町二地域居住体験住宅」とすることを規定し、施設の名称及び位置を別表第1に、使用料の額を別表第2に規定するもの。

### 3 施行期日

平成29年4月1日

新	旧																																		
<p>(目的) 第1条 この条例は、二地域居住を推進することにより本町の振興を図るために設置する美瑛町二地域居住体験住宅（以下「体験住宅」という。）の管理運営について必要な事項を定めることを目的とする。 (名称及び位置) 第2条 体験住宅の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。</p> <hr/> <p>第3条 【略】 (使用料) 第4条 前条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第2に定める使用料を納入しなければならない。 第5条～第8条 【略】 附 則 【略】 別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ビルケの森体験住宅</td> <td>美瑛町字白金</td> </tr> <tr> <td>水沢体験住宅（大）</td> <td>美瑛町字水沢春日台第2</td> </tr> <tr> <td>水沢体験住宅（中）</td> <td>美瑛町字水沢春日台第2</td> </tr> <tr> <td>水沢体験住宅（小）</td> <td>美瑛町字水沢春日台第2</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">名称</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">使用料</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ビルケの森体験住宅</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">1月</td> <td style="text-align: right;">80,000円</td> </tr> <tr> <td>水沢体験住宅（大）</td> <td style="text-align: right;">60,000円</td> </tr> <tr> <td>水沢体験住宅（中）</td> <td style="text-align: right;">50,000円</td> </tr> <tr> <td>水沢体験住宅（小）</td> <td style="text-align: right;">40,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 使用期間に1月未満の端数がある場合は、1月とする。</p>	名称	位置	ビルケの森体験住宅	美瑛町字白金	水沢体験住宅（大）	美瑛町字水沢春日台第2	水沢体験住宅（中）	美瑛町字水沢春日台第2	水沢体験住宅（小）	美瑛町字水沢春日台第2	名称	使用料		単位	金額	ビルケの森体験住宅	1月	80,000円	水沢体験住宅（大）	60,000円	水沢体験住宅（中）	50,000円	水沢体験住宅（小）	40,000円	<p>(目的) 第1条 この条例は、二地域居住を推進することにより本町の振興を図るために設置する施設 _____の管理運営について必要な事項を定めることを目的とする。 (名称及び位置) 第2条 この施設は、美瑛町二地域居住体験住宅（以下「体験住宅」という。）と称し、美瑛町字水沢春日台第2に置く。 第3条 【略】 (使用料) 第4条 前条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表_____に定める使用料を納入しなければならない。 第5条～第8条 【略】 附 則 【略】</p> <p>別表（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体験住宅（大）</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">1月</td> <td style="text-align: right;">60,000円</td> </tr> <tr> <td>体験住宅（中）</td> <td style="text-align: right;">50,000円</td> </tr> <tr> <td>体験住宅（小）</td> <td style="text-align: right;">40,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 使用期間に1月未満の端数がある場合は、1月とする。</p>	区分	単位	使用料	体験住宅（大）	1月	60,000円	体験住宅（中）	50,000円	体験住宅（小）	40,000円
名称	位置																																		
ビルケの森体験住宅	美瑛町字白金																																		
水沢体験住宅（大）	美瑛町字水沢春日台第2																																		
水沢体験住宅（中）	美瑛町字水沢春日台第2																																		
水沢体験住宅（小）	美瑛町字水沢春日台第2																																		
名称	使用料																																		
	単位	金額																																	
ビルケの森体験住宅	1月	80,000円																																	
水沢体験住宅（大）		60,000円																																	
水沢体験住宅（中）		50,000円																																	
水沢体験住宅（小）		40,000円																																	
区分	単位	使用料																																	
体験住宅（大）	1月	60,000円																																	
体験住宅（中）		50,000円																																	
体験住宅（小）		40,000円																																	

# 報 告 資 料

(予定価格30,000千円以上～50,000千円未満の工事契約)

工 事 名	工 事 内 容	契約の方法	契 約 先	契約金額	備 考
美沢17線 道路改良舗装工事(第2工区)	道路土工 排水物構造工 路盤工 舗装工 構造物撤去工 各一式	指名競争入札による落札	美瑛町栄町4丁目4番13号 浜塚建設工業 株式会社 代表取締役社長 濱塚 努	円 36,396,000	工期 自 平成29年3月22日 至 平成29年7月31日 1. (株)清水組 2. (株)第二工業 3. (株)西森組 4. 浜塚建設工業(株) 5. フクハラ建運(株) 6. 丸善建設 (第1回目落札) (落札率96.5%)
北瑛旭第6線 道路改良舗装工事(第2工区)	道路土工 路盤工 舗装工 排水工 流末処理工 各一式	指名競争入札による落札	美瑛町本町4丁目3番1号 株式会社 西森組 代表取締役 西森 和弘	円 47,520,000	工期 自 平成29年3月22日 至 平成29年9月30日 1. (株)清水組 2. (株)第二工業 3. (株)西森組 4. 浜塚建設工業(株) 5. フクハラ建運(株) 6. (株)丸善建設 (不落随契) (落札率99.3%)